

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）（抄）

〔委員会・委員及び附属機関の設置〕

- 第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

〔報酬及び費用弁償〕

- 第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。
- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第1項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○沖縄県附属機関設置条例（昭和47年5月15日条例第50号）（抄）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、県の執行機関の附属機関として別表に定める機関を置く。

（委任）

第2条 前条の附属機関の組織、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第1条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
知事	沖縄県振興審議会	県の振興に関する重要事項について調査審議すること。

○沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年5月15日条例第41号）（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

第3条 報酬の額が月額で定められている特別職の職員には、その職についた日から報酬を支給し、その職を離れた日まで報酬を支給する。

2 前項に規定する特別職の職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前3項の規定により報酬を支給する場合であつて、1月に1日も職務に従事しないときは、その月の報酬は支給しない。

5 第1項から第3項までに規定する報酬の支給日は、毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日になるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

6 報酬の額が日額で定められている特別職の職員には、日額の報酬の額に、月の初日から末日までの間において勤務した日数を乗じて得た額の報酬を支給する。

7 前項に規定する報酬の支給日は、その月の翌月の10日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日になるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した額をその都度支給することができる。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、規則で定める。

別表（第2条、第5条関係）

区分	報酬の額（円）	費用弁償の額
法律若しくはこれに基づく政令又は条例により設置された附属機関の委員その他の構成員	勤務1日につき 18,000円を超えない 範囲内で規則で定め る額とする。ただし、 日額により難いと認め るときは、月額で 定めることができる。	規則で定める額

○沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年5月15日規則第111号）（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）第6条及び別表の規定に基づき、特別職に属する非常勤職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

（報酬及び費用弁償の額）

第2条 条例別表に規定する法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他の構成員及びその他の特別職の職員の報酬及び費用弁償の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 別表第2のその他の特別職の職員（以下「嘱託員等」という。）が通勤（嘱託員等が勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。以下同じ。）する場合には費用弁償として通勤費用相当額を支給することができる。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法等については、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

別表第1（第2条関係）

法律若しくはこれに基づく政令又は条例により設置された附属機関の委員その他の構成員

区分		報酬の額（円）	費用弁償の額
沖縄県振興審議会	委員	日額 9,300	旅費条例の規定の適用を
	専門委員	日額 9,300	受ける職員の旅費相当額

○沖縄県振興審議会規則（昭和47年7月13日規則第121号）

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき、沖縄県振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、県の振興に関する重要事項について調査審議する。
2 審議会は、前項の事項について知事に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員55人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 関係団体を代表する者
(3) 市町村長及び市町村議会議長

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第6条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（専門委員の任期）

第7条 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第8条 審議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第9条 審議会は、会長が招集するものとし、あらかじめ議題を示して委員に通知しなければならない。ただし、緊急な場合は、この限りでない。
2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 専門委員は、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(部会)

第10条 審議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、調査審議のため必要があるときは、他の部会又は専門委員と合同して調査審議をすることができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(幹事)

第11条 審議会に幹事を置き、幹事は、秘書防災統括監、総務統括監、企画調整統括監、環境企画統括監、生活企画統括監、医療企画統括監、農政企画統括監、産業振興統括監、観光政策統括監、土木企画統括監、企業企画統括監、病院事業統括監、教育管理統括監及び警務部長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(県職員の関与)

第12条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、県の関係部局の職員を審議会及び部会に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、企画部企画調整課で処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 令和元年7月16日から令和4年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

(専門委員の任期の特例)

- 3 令和元年7月16日から令和4年3月31日までに委嘱される専門委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (昭和49年3月30日規則第18号抄)

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年5月7日規則第27号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 専門委員の任期については、改正後の沖縄県振興開発審議会規則第7条の規定にかかわらず、昭和49年に委嘱又は任命される者に限り、昭和51年7月27日までとする。

附 則 (昭和49年8月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月14日規則第37号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年11月18日規則第45号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年7月31日規則第37号）
この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月27日規則第39号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年2月8日規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第15号抄）
1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年8月11日規則第54号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月22日規則第62号）
1 この規則は、平成元年9月25日から施行する。
2 この規則の施行の日前に市町村長又は県職員である委員の任期は、改正前の沖縄県振興開発審議会規則第5条第2項の規定にかかわらず、平成元年9月24日までとする。

附 則（平成11年11月5日規則第68号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第54号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月10日規則第40号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第51号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第40号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日規則第46号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第14号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第27号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第9号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第45号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第22号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日規則第47号）
この規則は、公布の日から施行する。